

※市町村や関係団体等との意見交換の資料であり、策定方針等を示すものではありません

次期「ぎふ農業・農村基本計画」の策定にあたって

次期計画(R8～12)の策定にあたっては、農政の憲法といわれる食料・農業・農村基本法の改正等【**社会情勢の変化**】を十分踏まえつつ、意見交換等で収集する【**本県農業・農村の現状、問題点**】やR7年度終期を迎える【**現行計画の残された課題**】への対応を丁寧に検討していく。

①社会情勢の変化（新たな食料・農業・農村基本法など）

- 食料生産・供給の不安定化、生産資材の高騰、人口減少（国内市場の縮小、農業者の減少）等
 - ➡改正食料・農業・農村基本法の成立、施行
 - ➡合理的なコストを考慮する仕組み（R7法制化予定） など

②本県農業・農村の現状、問題点

- 生産等現場で直面する課題等の収集、分析
 - ➡生産者、消費者、関係団体、市町村等からの意見交換等を展開（特に、R6.7～12に集中実施）

清流の国ぎふ

ぎふ農業・農村基本計画
（令和3～7年度）

中間見直し版

③現行計画の残された課題

- 新規就農者（定年、雇用除く）の育成や、ぎふ清流GAP農産物の消費者認知度向上など
 - ➡県農政審議会において課題や改善策を評価、検討

次期ぎふ農業・農村基本計画策定（R7年度）

計画の策定スケジュール(イメージ)

R6年度

R7年度

改正食料・農業・農村基本法の施行
(国、R6.6)

新たな食料・農業・農村基本計画策定
(国、R7.3)

方向性をベース

内容等を反映

現場で直面する課題等の
収集(R6.7~12集中実施)



諮問

農政審議会による策定検討
(R7.3~R8.1)

答申

現行計画の評価
(県農政審議会、
県議会、R6.9)

骨子作成
(R7.9)

パブコメ
(R7.12)

計画案作成
(R8.1)

議案上程
(R8.2)

議決・策定
(R8.3)